平成２３年（フ）第３４４３号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目14番16号
債務者　伊堀美智子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４７号
静岡県藤枝市岡出山１丁目４番20号
債務者　浅野　嘉彦
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９１号
沖縄県沖縄市照屋３丁目27番39号　中山アパート101号室
債務者　仲松　愛子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６７７号
東京都町田市南成瀬４丁目23番地17ヴィラ南成瀬102
債務者　石原多佳峰
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９１号
長野県小諸市大字御影新田1994番地１　コーポからまつＢ105、前住所新潟県妙高市栗原３丁目６番23号　Ｔ・Ｆアイランド105号室
債務者　西藤　綾乃（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１７１５号
東京都八王子市大塚337番地106
債務者　黒木　朋子（旧姓本野）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
東京都西多摩郡日の出町大字平井751番地２　コーポプラネット101号
債務者　西澤真智子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３２７号
神奈川県海老名市本郷3093番地
債務者　古郡　ゆか
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５６号
静岡市駿河区中田４丁目４番24号　メゾン・ルピナス102号
債務者　水島　一範
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０号
東京都葛飾区新小岩３丁目９－４
債務者　荒井　春人
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１号
東京都板橋区栄町29―４―301
債務者　小川　正子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２号
東京都板橋区栄町29―４―301
債務者　小川　高子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３号
東京都大田区大森北１―29―10―202、住民票上の住所東京都品川区西大井６丁目11―４―301
債務者　関口　雅之
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４号
東京都新宿区中落合１丁目17―12―206
債務者　和田とも子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１号
東京都江戸川区東瑞江２丁目27　第１日東荘210
債務者　田子　栄一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部